

第79回広島2人デモ

2013年12月20日(金曜日) 18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です原爆被爆者認定に
大きく立ちはだかる
ICRP 学説

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら “YES” と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切に、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考していただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

本日のトピック

- 原爆被爆者認定に大きく立ちはだかる ICRP 学説
- 被団協の「放射線起因性」と厚労省の「放射線起因性」
- 格差社会に対して “手当て” を進める日本の経済支配層 – NSC 法・特定秘密保護法の意味
- 島根原発から 30km 圏内は “原子力災害重点区域” = 原発立地地元 新原子力災害対策指針 (2013 年 9 月 5 日施行) で原発立地地元の概念は劇的に変わった
- 福島第一原発 5・6 号機廃炉決定の意味するもの

原爆被爆者認定に大きく
立ちはだかる ICRP 学説

2013 年 12 月 16 日厚生労働省の『疾病・障害認定審査会』の『原子爆弾被爆者医療分科会』は、被爆者認定に関する新たな審査方針を打ち出しました。「新たな方針」とは銘打っているものの、基本的にはなにも変わっていないと言うべきでしょう。(表 1 参照のこと)『原爆被爆者医療分科会』は、被爆者認定作業を行い、厚生労働大臣に答申、厚生労働大臣が認定を行うことになっているものの、実質的には『分科会』が被爆者認定機関です。表 1 を見ておわかりのように、被爆者認定は基本的に「放射線起因性」(原爆放射能に病気の原因があること)、さらに「要医療」(医療の必要性のあること)が必須条件です。極端に言えば、「医療を加えても改善の見込みがない」場合は、対象から外れます。「要医療」ではないからです。しかしそれよりも何よりも最大の問題は、「被曝」の定義です。表 2 を見ておわかりのように、被曝線量の推計は、爆心地からの距離で推計されており、グラフを見ておわかりのように綺麗な逆減曲線を描いています。基本的には初期放射線(原爆爆発時に照射されたガンマ線・中性子線による放射線)しか問題とされていません。つまり原爆の外部被曝しか問題にしていないのです。爆発後の放射性降下物(たとえば黒い雨など)による内部被曝は全く問題にされていません。被爆者認定作業は現在 100% ICRP (国際放射線防護委員会) 学説に基づいて認定されていますが、ICRP は内部被曝を外部被曝と全く異なる種類の被曝とは捉えず、「被曝線量が同じなら同じリスクの被曝」としています。原爆被爆者は今も「ICRP 学説の厚い壁」に阻まれているといえましょう。

表 1

原爆症認定に関する新審査方針
2013 年 12 月 16 日厚生労働省 疾病・障害認定審査会
原子爆弾被爆者医療分科会

第 1 放射線起因性の判断

1. “積極的” に認定する範囲

(1) 悪性腫瘍、白血病、副甲状腺亢進症

①悪性腫瘍(固形がんなど)

②白血病

③副甲状腺機能亢進症

ア 被曝地点が爆心地より約 3.5 km 以内である者

イ 原爆投下より 100 時間以内に爆心地から約 2km 以内に入市した者

ウ 原爆投下より 100 時間～約 2 週間以内の期間に、爆心地から約 2km 以内の地点に 1 週間程度以上滞在した者

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

ア 被曝地点が爆心地より約 2.0 km 以内である者

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約 1.0km 以内に入市した者

(3) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)

ア 被曝地点が爆心地より約 1.5km 以内である者

2. 1 に該当する場合以外の申請

被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断する

第 2 要医療の判断

要医療の判断については、当該疾病の状況に基づき、個別に判断する

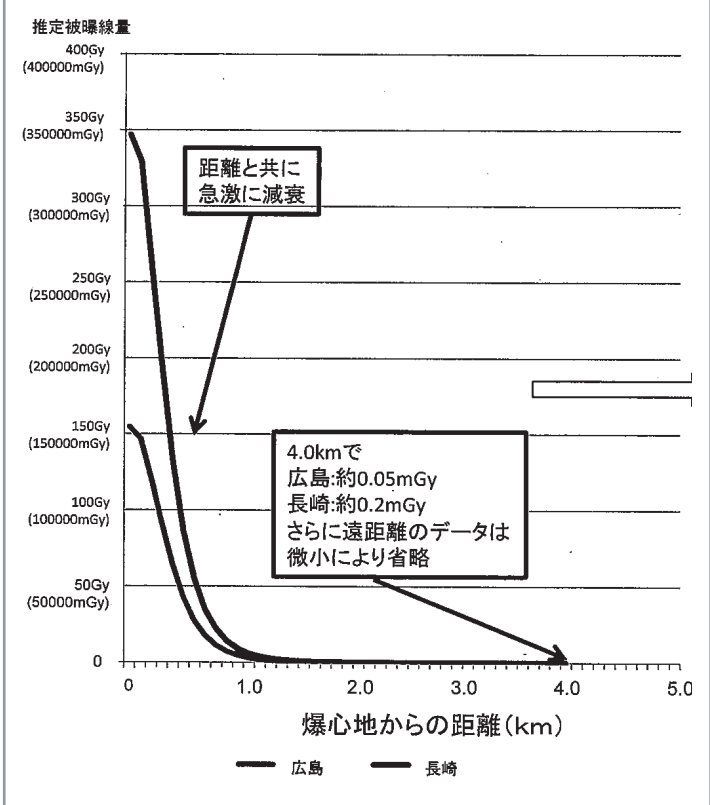
第 3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて随時見直しを行うものとする

【参照資料】『新しい審査の方針』(最終改正: 2013 年 12 月 16 日 厚生労働省 疾病・障害認定審査会 原子爆弾被爆者医療分科会)

表 2

DS02 による被曝線量の推計値



【資料出典】厚労省 web サイト「2013 年 12 月 16 日 疾病・障害認定審査会 原子爆弾被爆者医療分科会の開催結果について」参考資料 4 「DS02 による被曝線量の推計値」より

被団協の「放射線起因性」と厚労省の「放射線起因性」

図1は「新基準決定」を伝える朝日新聞の12月17日付朝刊の『広島版』（中崎太郎・後藤洋平執筆）の記事です。この日朝日は1面にも『原爆症の新基準決定』『被曝者側は抗議声明』（辻外記子執筆）と言う記事を掲載していますが、この2つの記事を含ませ読んでも何が一体、どちらが正しいのか、何が根本的な争点なのかさがさっぱりわかりません。それどころか「厚生労働省の被曝者認定は科学的だが、被団協側は非科学的な知見に基づいており、放射線起因性を拡大解釈して被曝者認定の範囲を大幅に広げろ、と主張。それが被曝者に寄り添う道だ、『黒い雨』裁判は被曝者側が圧倒的に勝利したが、その結果と“科学的真実”とは異なっている」とおよそ実態とは異なった伝え方をしているからです。その上に朝日は「科学的には厚労省に真実がある」としながら、一見被曝者側に同情的な論調ですから、余計わけがわかりません。厚労省であろうが、被団協側であろうが、「科学的真実」の立場に立つ側が正しく、その立場で「被曝者認定」がされなければなりません。要するに根本的な争点はどちらがより「科学的真実」に立っているのかという問題になります。

この根本的な争点をより具体的に指摘して、対立点を明確にしているのが、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）・事務局長、田中熙巳氏名で発表されている『検討会報告の骨子案批判』（2013年11月7日付け 第25回原爆症認定制度の在り方に関する検討会資料3）でしょう。実は「被曝者認定審査会合」（非公開）は、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」の報告内容に基づいて「審査の方針」を決め、その「審査方針」に基づいて認定作業が行われています。ですから12月16日分科会が決定した「新審査方針」も、その約1か月前の11月14日に開催された『第25回原爆症認定制度の在り方に関する検討会』報告を下敷きにしてなされています。『骨子案批判』はこの検討会のために用意された文書です。

田中氏名の『骨子案』は様々な観点から現在の被曝者認定制度の在り方を批判していますが、その重要な論点の1つが『認定基準の科学性』です。

骨子案（厚労省案）は「既に科学的には（原爆放射線の）影響が不明確な範囲（あまりに低線量過ぎて放射線の影響がどうかかわからない範囲）まで積極的認定範囲を広げており、現状以上に（認定基準を）緩和することには慎重に考えるべきとの意見が多数」だとしています。

田中氏はこの部分を次のように批判しています。「厚労省はこれまで初期放射線のみを根拠として認定を行っていますが、残留放射線の外部及び内部被曝を無視することは非科学的」と、厚労省の側が非科学的だとしています。そして厚労省の基準は「残留放射線の外部及び内部被曝を考慮せよ」とする「黒い雨」集団訴訟の多くの判決（31か所の地裁、高裁、最高裁で勝訴。勝訴率91.1%）とも矛盾していると指摘し、「残留放射線の内外被曝の影響を考慮すれば、積極的認定範囲を広げることは、科学的でありまた適切なのです」と結論しています。これは「放射線起因性」の問題に直接関連してきます。田中氏は「日本被団協の考えている“放射線起因性”と厚労省の考えている“放射線起因性”は全く異質で意味内容がまったく異なる」と断じ、厚労省こそが非科学的なのだ、といひます。（表4参照のこと）

実は「被曝者認定問題」とは厚労省基準の「科学性」が問われている問題なのです。前述のように厚労省の基準はICRP学説に依存しています。ですから問われているのは「ICRP学説」の科学性なのです。「分科会」がなぜICRP学説に依存するのか？それは分科会の委員を見れば一目瞭然です。（表3参照のこと）全員濃淡の差こそあれ、ICRP学説信奉者です。中には米倉義晴氏のようにICRPそのものの、といってもいい人物もいます。学説の作り手と被曝認定行政を行う当事者が同一なのです。これでは、被曝者認定作業は最初から結論が決まっているようなものです。被曝者認定はICRPに阻まれています。



【資料出典】朝日新聞（大阪本社版）2013年12月17日28面広島版より

表3 疾病・障害認定審査会 原子爆弾被曝者医療分科会 委員名簿

委員	勤務先・職名
佐々木 英夫	公益財団法人 広島原爆被害対策協議会 健康管理・増進センター所長
石橋 大海	国際医療福祉大学教授
角 美奈子	国立がんセンター中央病院 放射線治療部長
宮川 めぐみ	虎の門病院内分泌代謝科医長 健康管理室長
泉二 登志子	東京女子医科大学付属病院血液内科 教授
吉田 和弘	国立大学法人 岐阜大学大学院 腫瘍外科学教授
米倉 義晴	独立行政法人 放射線医学総合研究所 理事長
臨時委員	勤務先・職名
赤星 正純	公益財団法人 放射線影響研究所 臨床研究部 部長
荒井 史男	弁護士
伊藤 千賀子	グランドタワーメディカルコートライフケアクリニック 所長
大林 諒人	JA尾道総合病院副院長
北岡 隆	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 眼科・視覚科学 教授
北野 俊光	銀座公証役場 公証人
木村 昭郎	広島大学原爆放射線医学研究所 教授
久保内 卓亜	浜松町公証役場 公証人
小出 良平	昭和大学 学長
関根 一郎	長崎県赤十字血液センター 所長
田中 克己	国立大学法人 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 准教授
谷口 英樹	日本赤十字社 長崎原爆病院 副院長
田利 晶	日本赤十字社 広島赤十字・原爆病院 総合内科 部長
難波 裕幸	医療法人社団 春秋会 南長崎クリニック 医師
伴 信彦	東京医療保健大学 教授
福田 正明	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
藤原 佐枝子	公益財団法人 放射線影響研究所 臨床研究部 部長
蒔本 恭	長崎県医師会会長（医療法人 保善会 田上病院理事長）
山科 章	東京医科大学病院 副院長
相光 汐美	松石病院副院長
岩永 正子	帝京大学 大学院・公衆衛生学研究所 講師
碓井 亞	独立行政法人 労働者健康福祉機構中国労災病院 院長
下村 壮司	独立行政法人 国立病院機構広島西医療センター 総括診療部部長
波多野 裕二	はたの皮膚科クリニック 院長
松井臨時委員	

【資料出典】厚労省 web サイト「2013年12月16日 疾病・障害認定審査会原子爆弾被曝者医療分科会の開催結果について」より

表4 「放射線起因性」に対する見解の違い

厚労省	初期放射線（大量の中性子線とガンマ線）による被曝
被団協	・ 初期放射線 ・ 残留放射線による内部被曝、外部被曝の考慮

【資料出典】厚労省 web サイトより「原爆症認定制度の在り方に関する検討会報告書」2013年12月16日より

格差社会進行に対して“手当て”を進める日本の経済支配層 —NSC（国家安全保障会議設置）法・特定秘密保護法の意味

世の中あげて「特定秘密保護法反対」の叫び一色に塗りつぶされた観があります。特に既成大手マスコミは朝日新聞、毎日新聞を始め、これからの商売に差し支えるせいもあって大反対キャンペーンを張っています。学者・研究者・文化人・知識人（**もうこの言葉は死語に近いのでしょうか**）達も新聞紙面に登場できる絶好の機会のせいもあって毎日のようにマスコミに登場して、「秘密保護法反対！」を滔々として論じています。決して水をさすわけではありませんが、**何かがおかしい…。**

その**おかしさの第一は朝日新聞をはじめとする既成大手マスコミは、特定秘密保護法案と一対、セットの関係にある「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」（国家安全保障会議設置法）や「自衛隊法の一部を改正する法律案」（今国会で成立）、時間足らずで閉会中継続審議にはなりましたが、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案」、「地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案」、「地方自治法の一部を改正する法律案」、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」など極めてきな臭い法案にはほとんどダンマリを決め込んだままだからです。**

特に重要なのは、「国家安全保障会議設置法」（NSC 法）の成立です。これは、テロや中国・北朝鮮など外国からの脅威に名を借りて、**アメリカ型の「監視管理社会」「警察国家」をめざす一番危険な法律で、「特定秘密保護法」も NSC 法を担保するために欠かせない法律**、という関係にあります。アメリカの NSC は、一足先に「警察国家」のために国民 1 人 1 人の秘密情報をあらゆる手段で収集し、つい先日連邦最高裁はオバマ政権の情報収集活動を憲法違反と判決しました。しかしその連邦最高裁も非アメリカ人に対する情報収集活動は OK というわけですからなにかいわんやです。

日本の安倍自民党政権（これは野田民主党政権からの連続性がありますが）はなぜ、「警察国家化」を急ぐのでしょうか？

日本に限らず、先進資本主義国共通の現象ですが、**ここ 30 年各国は「格差社会化」を進めています。**それは社会の相対的貧困層の増大であり、中間階層の没落現象でもあります。いいかえればどの社会も、実質経済成長の「伸びしろ」がなくなり、金融経済主導の成長モデルを採用したため、見かけの経済成長（**実質経済に対して仮想経済の成長**）はするが、「実質富」は成長せず、経済支配層に余裕がなくなり、社会の「実質富」の再配分をせざるをえなくなっているためです。（アメリカの GDP は 15 ～ 16 兆ドルですが、仮想経済分を差し引くと実質富による“GDP”は 5 兆ドルに過ぎない、という試算もあります）再配分の結果は、「格差社会」さらなる進展、**富めるものはさらに富み、貧しき者はさらに貧しくなるという構図**です。そうした目で今国会（185 回国会）で成立した法案は、どれもこれも格差社会を推進する法案、**富める者が自由にさらに富むことを可能とする法案**です。（表 5 参照のこと）この社会は行きつくところ「不安と憎悪の渦巻く社会」です。勢い社会は不安定化し、秩序と治安が失われることになります。政府は「社会不安」に対応しなければなりません。ここに「警察国家化」を急ぐ理由があります。その関係を図 2 にまとめましたので参考にして考えてみてください。

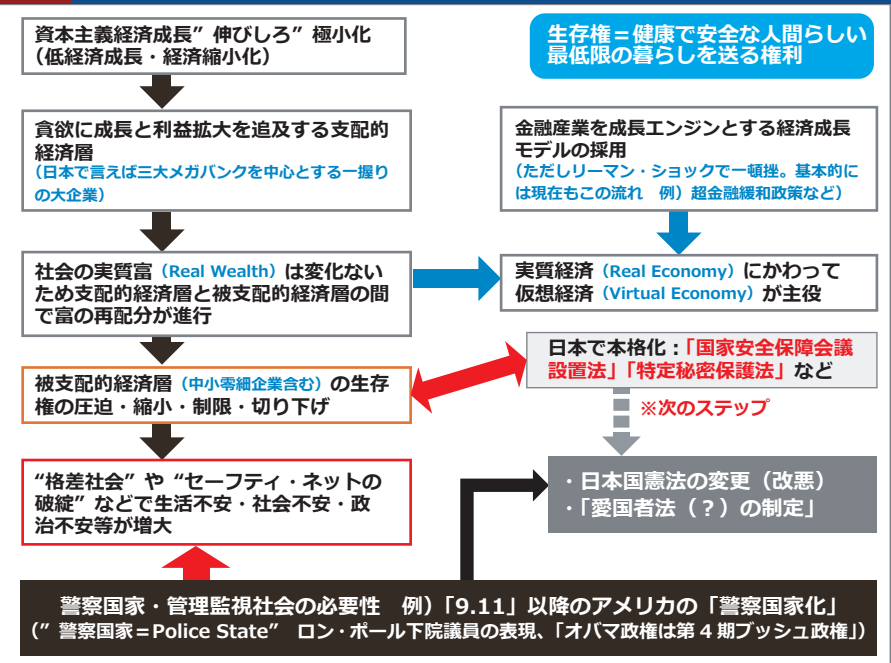
表 5 第 185 回国会（今国会）で成立した
格差社会・監視管理社会推進法案

種別：衆法…衆議院議員提出法律案 56 本提出中成立 9 本
参法…参議院議員提出法律案 17 本提出中成立 2 本
閣法…内閣提出法律案 31 本提出中成立 27 本

法 案 名	種別
経済的集中強化・格差社会推進法案	
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案	衆法
防災・減災等に資する国土強靱化基本法案	衆法
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案	衆法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	閣法
薬事法等の一部を改正する法律案	閣法
電気事業法の一部を改正する法律案	閣法
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案	閣法
産業競争力強化法案	閣法
生活保護法の一部を改正する法律案	閣法
生活困窮者自立支援法案	閣法
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案	閣法
特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案	閣法
農地中間管理事業の推進に関する法律案	閣法
農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案	閣法
交通政策基本法案	閣法
薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案	閣法
国家戦略特別区域法案	閣法
監視管理社会を推進し警察国家化する法案	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案	閣法
自衛隊法の一部を改正する法律案	閣法
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案	閣法
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	閣法
特定秘密の保護に関する法律案	閣法

【参照資料】衆議院の Web サイト『第 185 回国会 議案の一覧』

図 2 概念チャート 先進資本主義国 民衆“生存権”圧迫の流れ



島根原発から 30km 圏内は“原子力災害重点区域”=原発立地地元
新原子力災害対策指針（2013 年 9 月 5 日施行）で原発立地地元の概念は劇的に変わった

まず 4P 図 3 の 12 月 6 日付け朝日新聞の小さな記事からお読み下さい。11 月 21 日中国電力は、原子力規制委員会に「規制基準適合性審査」を申請する前に、島根県と松江市に「事前了解願い」を出しました。これは島根県・松江市と中国電力との間に締結した「安全協定」(3 者協定)に基づいたものです。この事前了解に対して、島根県の溝口知事が「了解するつもりだ」と記者団に語ったことが記事になったものです。松江市の松浦市長はすでに了解の意向を表明していました。

次に図 4 の 12 月 14 日付けの朝日記事をお読み下さい。これは島根県が「正式了解」を決定した、と言う記事です。不可解なのは次の記述です。

「鳥取県など原発から 30km 圏にある自治体の意見をまとめた上で、近く中国電に回答」

これを読むとあたかも鳥取県など 30km 圏内自治体の意向を島根県がとりまとめて中国電力に「了解」の意向を伝える、つまり島根県が右代表で 30km 圏内自治体の「了解」の意向を伝えるように読めてしまいます。**私はおかしい記事だな、と思いました。というのは、鳥取県は 30km 圏内の自治体、境港市と米子市（図 5 参照のこと）と共に中国電力と「安全協定」（4 者協定）を独自に結んでいるからです。**独自に安全協定を結んでいる鳥取県が「了解」の意向を、島根県を通じて伝える、というのは極めておかしいことです。何かの間違いだろうと思いながら、鳥取県に確認してみました。すると案の定、次の答えが返ってきました。対応してくれたのは原子力安全対策課です。

「鳥取県は独自に安全協定を結んでいるので独自に中国電力に回答する。こんな属国みたいなことはしない。ただ、この記事では、島根県と鳥取県が覚え書きを結んで、お互いの意向を確認しながら中国電力に対応することになっているので、その部分だけを取り出して書いたのだろう。いわばメインチャンネル（鳥取県独自の安全協定）を書かずに、サブチャンネル（島根県との意向確認覚え書き）だけを書いたために混乱を起こした記事だ」

これを聞いて私は「ハハーン」と思いました。朝日のこの記事（**無署名**）は、うっかり「鳥取県独自の安全協定」のことを忘れて書いたのではなく、**意図的に「鳥取県独自の安全協定」のことを書かなかったのだ**と感じました。そしてこの記事は一般読者向けに書かれたものではなく、島根原発から 30km 圏内の自治体の人たちに向けて書かれたものだ、その意図は、「**島根原発再稼働に関する地元の意向は、原発が存在する松江市とその当時者県である鳥根県に特別な発言権があるのだ**」と思いこませよう、というのが狙いだ、つまりこの記事は朝日が中国電力の意向を受けて書いたものだ、と確信しました。また両方の記事で、原子力規制委員会に対する「規制基準適合性審査」のことを一貫して『**安全審査**』と、今は存在しない**審査名**で呼んでいることを記憶しておいてください。

原子力規制委員会はこの 7 月に原発再稼働のための規制基準を施行しました。と同時に「原発安全神話時代」とは、はっきり異なる方針を打ち出しました。「それは地元の理解と賛同が得られない原発は再稼働を認めるわけにはいかない」という「原子力規制委員会規則」です。規則は法令ではありませんので拘束力がないのかというと、その精神は「原子力災害対策指針」(直近では 9 月 5 日全部改正版)に盛り込まれ、事実上法令化しています。それは「原子力災害重点区域の自治体が広域避難計画を整備し、定期的に避難訓練をおこなうこと」という条文です。

つまり「原子力災害重点区域」の自治体の理解と賛同なしには、**原発の再稼働を認めない、という方針を明確に宣言**したのですでした。いいかえれば「原子力災害重点区域」に属する自治体が「**原発地元自治体**」となったのです。

ところが、「原子力災害重点区域」とは現在の原子力災害対策指針では「原発から半径 30km 圏内」と定められているのです。先ほどの朝日の記事でやたらと「30km 圏内の自治体」が出てきますが、それは単に距離の問題ではありません。「30km 圏内の自治体」とは「原発立地地元自治体」であり、特別の発言権があるのです。ところが、自治体側は自分たちに与えられた特別の発言権の“力”に気がついていない、原発安全神話時代同様、原発を抱える直接の自治体（**島根原発の例で言えば、島根原発が所在する鹿島町を抱える松江市と立地県である島根県**）に特別の発言権があるかのように思いこんでいる、また中国電力もその方が都合がいい、そう思いこんでおいてくれた方が横やりが小さくてすむ、その中国電力の意向に沿った記事が、前出朝日の 2 本の小さな無署名記事というわけです。

そうこうしているうちに 12 月 19 日付け朝日新聞の『ちゅうごく経済』欄に『中電対応、自治体で格差』の大きな記事が出ます。(図 6 参照のこと)

記事は、今度は「藤田詢子・山崎聡」の署名入りです。こども朝日は「安全審査」という言葉を使っています。「安全審査」という言葉は、原子力規制委員会の審査に通れば「安全」が保証された、と思わせる効果をもつもので、安倍首相が好んで使いました。しかし実際には、規制基準適合性審査にパスしたからといって「安全」を意味しない、ことは規制委自身が再三明言しており、この誤解を避けるために「安全基準」という用語を「規制基準」に変更したほどです。最後までしてこく「安全基準」と使い続けた安倍首相も、側近から注意が入ったものらしく、今国会から「規制基準」「適合性審査」と言いかえるようになりました。

今時「安全基準」「安全審査」と使い続けるのは原子力業界や電力業界くらいなものです。その電力業界用語を、朝日はこの記事でしつこく使い続けていることに注意を向けておいてください。この記事が誰のために書かれたかを示しているからです。

記事自体は他愛のない、下らない記事です。

表 6 原発再稼働までの流れ

- ①電力会社が再稼働の申請を行う。
- ②原子力規制委員会が「規制基準」に基づいて「規制基準適合性審査」を行う。
併せて「原子力災害対策指針」に合致しているかどうか（広域避難計画・訓練計画が策定されているか、など）の審査を行う。
- ③原子力規制委員会が「規制基準適合性」についての判断を下す。
- ④原子力規制委員会の判断を受けて、内閣が政治判断によって再稼働を決定する。

图 3

3 請を認める意向を示し

た。この日、溝口県事は根原を視察。報道には「準備ができれば、早安全審査する」のが適当と答えた。

県会今後、県議会が閉会する日前後は、正式意見書をまとめる。30、圏内のある雲、雲南、安来の附近、と鳥島などの意見が聞かれた。年内に申請可能を国電力（広島市）を国。周辺自治体意見が異なる場合は、鳥島県根原にも伝える。

回答のにも伝える。松浦公浦正敬市長は、申請を承認する姿勢を示している。

图 4

わたり懇談した。皇太子さま
秋篠宮(夫妻も同席)だ。

■島根原発審査入り了解
島根県は13日、中国電力が再
稼働を目指す島根原発2号機
(松江市)について、原子力規
制委員会への安全審査申請を了
解することを決めた。島根県不
と原発から30キロ圏に自治体
の意見をまとめた上で、近く中
国電力に回答。中国電力は取り

次第、年内にも申請する予定だ。この日午前の島根県県政、総務委員会（大塚俊弘市長が、安全審査終了後にもも結果を了解するか否かを換るとしたうえで、申請自体は解する」とした審議結果を告、賛成多数で承認された。江江市の松浦正敏市長も認容姿勢を示しており、近く中に回答する見込みだ。

【資料出典】朝日新聞（大阪本社版）2013年12月6日
35面広島版より

【資料出典】朝日新聞（大阪本社版）
2013年12月14日33面広島版より

中国電力は、島根原発 2 号機の規制基準適合性審査申請にあたって、30km 圏内の自治体、島根県・松江市・出雲市・雲南市・安来市、鳥取県・境港市・米子市に対して格差をつけており、それが地元の不満を買っている、というものです。

前述のように 11 月 21 日中国電力が島根 2 号機審査申請にあたって島根県と松江市に「事前了解願い」を提出しました。その時同時に安全協定を結んでいる鳥取県・境港市・米子市、出雲市に対しては「報告」し、安全協定を結んでいない雲南市・安来市には「説明」を行いました。この記事によれば 30km 圏内の自治体に協定内容によって格差をつけており、12 月 7 日松江市内に中電社員を交えて話し合いが行われ、雲南市の速水市長や安来市の長岡市長は「我々に意見をいうなというのはおかしい」と「切々として訴えた」のだそうです。

バカバカしい話で、**安全協定を結ぼうが結ぶまいが、30km 圏内は原子力災害重点区域で「原発立地地元」なのです。これまでとは全然発言権が違います。**早い話 30km 圏外ですぐ隣接している島根県奥出雲町には中電は説明にも行きませんでした。行く価値がないからです。それに対して安全協定を結んでいない雲南市や安来市には「説明」に出かけました。原子力災害重点区域だからです。「事前了解」「報告」「説明」は中国電力が勝手にしている格差付けです。そしてこの朝日新聞の記事は根拠をもたない「格差付け」を固定化する狙いをもっています。ところが、**法令上は 30km 圏内の自治体は、区別も差別もなく同等に発言権がある**のです。

早い話、雲南市議会が「再稼働反対決議」をしたり、安来市長が「再稼働に難色」を示したりすれば、中国電力は飛んできて「最恵国待遇」の安全協定を結ばせてくれというでしょう。「原子力災害重点区域」の自治体がヨコに寝れば、再稼働はその時点で消えてなくなるのですから。そしてこのことは「ポスト・フクシマ」時代の地方自治体の在り方を考える好材料となります。それまでは、「国→県→市町村」という流れで行政上部機関の説明・指示に従っていればこと足りました。

しかし「**ポスト・フクシマ時代**」は**そうではありません。各自治体はそれぞれの住民の安全と健康・財産（生存権）に対して責任をもたねばなりません。**そのためには行政上部機関の説明や指示に唯々諾々と従っているわけにはいきません。自分で調査し研究した上で、独自の方針と政策をもたないといけなくなったのです。それを怠った結果が、現在福島県で悲惨な状況にある各地方自治体の姿です。

自らの安全と健康・財産（生存権）は自ら自分の知恵で確保しなければならなくなりました。もし島根県の 30km 圏内自治体が、国や島根県の説明や指示を鵜呑みにするのではなく、自ら新規規制基準の構成や考え方、新原子力災害対策指針を調査・研究していれば、中国電力の「格差付け」や「安全協定の文言の違い」に惑わされず、自ら強力な発言権があることにとくに気がついていただでしょう。それにしても悪質なものは朝日新聞です。実際には中国電力・電力会社の意向に沿った記事を作りながら、その論調は一見地元住民の側に立ったような感じを抱かせ、読者の信頼感を繋ぎ止めようとしています。「読売ヨタモン」「毎日マヤカシ」「朝日エセ紳士」と昔からいますが、「エセ紳士・朝日新聞」の面目躍如といったところです。



【資料典拠】原子力規制委員会 10 月 24 日第 7 回会合資料「拡散シミュレーションの試算結果」
http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/20121024.html

表 7 島根原子力発電所 設備概要		
	1 号機	2 号機
営業運転開始	1974 年 3 月 29 日	1989 年 2 月 10 日
経過年数	42 年 8 か月	24 年 10 か月
電気出力	46 万 kW	82 万 kW
原子炉		
型式	沸騰水型	沸騰水型
熱出力	約 138 万 kW	約 244 万 kW
圧力	6.93MPa	6.93MPa
温度	286℃	286℃
燃料（二酸化ウラン）	3.6wt% （取替燃料）	3.7wt% （取替燃料）
濃縮度		
燃料集合体	400 体	560 体
ウラン（換算）重量 ※全炉心	約 68 トン	約 97 トン
圧力容器（寸法）	内径 4.8m 高さ 19m 厚さ 12cm	内径 5.6m 高さ 21m 厚さ 14cm

※尚 2 号機は 2008 年 10 月 28 日プルサーマル炉設置変更許可取得
【参照資料】中国電力 web サイト島根原子力発電所設備概要より

表 8 島根原発 2 号機プルサーマル計画のいきさつ	
中国電力は島根原発 2 号機原子炉をプルサーマル炉に変更する計画を進めてきました。年表風に書けば次のようになります。	
2005 年 9 月	プルサーマル実施に関し島根県、松江市に事前了解願いを提出
2006 年 10 月	島根県、松江市、プルサーマル計画を了解 経産省へ「原子炉設置変更許可」（プルサーマル化）申請
2008 年 10 月	経産大臣、2 号機の「原子炉設置変更」を許可 中国電力は 2 号機プルサーマル化を 2010 年度中とした。
2009 年 6 月	2 号機プルサーマル化を「遅くとも 2015 年度までの実施」と変更
2009 年 9 月	中国電力はグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンと MOX 燃料（プルサーマル炉で使用するウラン・プルトニウム混合酸化燃料）の加工契約を締結。実際の製造はフランス・メロックス社で実施
グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンはアメリカに本社を置くグローバル・ニュークリア・フュエル（GNF）の 100% 出資子会社で、GNF は GE、日立、東芝の合弁会社で事実上 GE の子会社（出資比率は GE51%、日立、東芝はそれぞれ 24.5%）沸騰水型原子炉燃料を一手に供給しています。またフランスのメロックスはアレバ・グループの 100% 出資子会社で MOX 燃料の製造が主な業務です。中国電力は上記のようにいつでも 2 号機をプルサーマル炉に変更することができますが、プルトニウムを燃料とするプルサーマル炉は危険性が高い、という認識が一般にあり、島根地元やその他の世論の動向をにらみながら変更のチャンスを窺っているといえましょう。	

【参照資料】中国電力プレスリリース 2009 年度分、日立ニュースリリース「グローバル・ニュークリア・フュエル社設立」（2000 年 1 月 6 日）、GNF ジャパンの Web サイトなど

図 6

2013 年 12 月 19 日

13 版

ちゅうごく経済

島根原発 2 号機 年内に安全審査申請

中電対応 自治体で格差

協定の内容・有無

「リスク」

島根原発の重大事故時の放射性物質拡散予測

島根原発 2 号機 1～3 号機＝10月27日午後、松江市臨海町、本社機から、佐藤孝子撮影

島根原発 2 号機 年内に安全審査申請

中電対応 自治体で格差

協定の内容・有無

「リスク」

【資料典拠】朝日新聞（大阪本社版）2013 年 12 月 19 日 28 面広島版より

福島第一原発 5・6 号機廃炉決定の意味するもの

東京電力は 2013 年 12 月 18 日、代表執行役社長・廣瀬直己名で「福島原発 5・6 号機廃炉決定」をアナウンスしました。東電のプレスリリースから抜粋引用します。

「当社は、本日開催した取締役会において、同発電所 5 号機・6 号機の廃炉を決定し、本日、経済産業大臣に平成 26 年 1 月 31 日付で廃止する届出を行いました。同発電所は、当社初の原子力発電所として、昭和 46 年 3 月に 1 号機が営業運転を開始して…このたびの 5 機・6 号機の廃炉決定により、同発電所は全てのプラント（6 基、合計 469.6 万 kW）が廃炉となります。

平成 23 年 3 月に発生した大震災当時、定期検査中であつた 5 号機・6 号機は、非常用電源が利用可能であつたため、冷温停止を達成いたしました。今後、経験のない高度な技術的課題を伴う 1～4 号機の廃炉作業を着実に進めるために、技術研究組合国際廃炉研究開発機構（IRID）をはじめとする研究機関やメーカーなどにもご協力いただきながら、原子炉建屋内の遠隔除染や格納容器内部の調査、燃料デブリの取り出し装置などの実物大のモックアップ試験（実機実証試験）に活用することを検討してまいります。5 号機・6 号機の廃炉決定に伴う会計上の影響額については、現在精査中であり、取りまとめ次第お知らせする予定です。」

これで、5・6 号機は解体するのではなく、今後実証試験のモックアップとして使われること、5・6 号機廃炉に伴う資産の目減りや減損措置については今後数字を確定させることがはっきりしました。

新聞は「当然の措置。福島県内では今後原発は一切稼働を認めない」とする福島現地の雰囲気、あるいは今後東電の中で発生するだろう分社化の動きや大手金融資本（三メガバンク、大手生保、政策投資銀行など政府系金融機関）からの借り入れ問題や株主責任論などを伝えています。

もう一つの重要な視点は、今回の廃炉決定がやがてやってくる「廃炉ラッシュ」の号砲にならざるを得ない、という点です。福島原発事故前は、商業用原発で廃炉中だったのは、日本原子力発電の東海原発だけでした。日本で最初の原発で早くからその役目を終えていたという点が特徴です。福島原発事故で様相は一変しました。まず福島第一の 1 号機～4 号機の廃炉が決定、続いて中部電力の浜岡 1・2 号機の廃炉が決定し、現在 7 基が廃炉中です。（表 7 参照のこと）これに福島第一の 5・6 号機が廃炉になれば、今日時点で廃炉決定・進行中は合計 9 基となります。（これ以外には「ふげん」が廃炉中です）表 6 は 2013 年 7 月現在運転中の商業用原発一覧表です。この時点で 50 基。2014 年 1 月に福島第一 5・6 号機が廃炉になりますので、その時点では 48 基が運転中と言うことになります。表 6 の黄色地で示してあるのは、2020 年までに運転開始から 40 年、言いかえれば寿命を迎える原発です。全部で 12 炉あります。これで合計 21 炉。

そればかりではありません。東電福島第 2 の 4 基は到底再稼働できる見込みはありません。廃炉は時間の問題です。これで合計 25 基。その他に原子力規制委が耐震性などで稼働を認めない原発が少なくとも 2 基あります。合計 27 基。ちょうどかつて日本で稼働していた原発のうち約半数が、20 年までに廃炉決定をすることになります。空前の“廃炉ラッシュ”がやってきます。

この時原子力業界は何を狙うでしょうか？廃炉コストの大幅カットです。それにはまず**大量に発生する「低レベル放射性廃棄物」のコスト削減**でしょう。「震災ガレキ」という名前の低レベル放射性廃棄物の基準を、1kg あたり 100Bq から 8000Bq へ大幅に上げて、放射性廃棄物の一般産業廃棄物化に成功したのを皮切りに、日本の官僚政府（環境省）は今年 1000 億円投入した「汚染灰最終処分場建設」を来年度は 1300 億円投入し、8000Bq 以上の汚染灰処分場建設、と伝えられます。“コスト削減”はすでに開始されています。彼らの“コスト削減”は必ず私たちの“健康と生命”と引き替えです。今後地道できめ細かい監視と抵抗活動が日本全国で必要でしょう。

表 6 日本の運転中の原子力発電所

2013 年 7 月 12 日現在、原産協会						
会社名	発電所名	炉型 (ループ数)	出力 MWe	運転開始 年月	運転 年数	2011.03.11 地震・津波時の 運転状況
日本原子力	東海第 2	BWR-5	1100	1978.11	34 年	運転中→自動停止
	敦賀 1	BWR-2	357	1970.03	43 年	定検停止中（2011.01.26～）
	敦賀 2	PWR(4)	1160	1987.02	26 年	運転中
北海道電力	泊 1	PWR(2)	579	1989.06	24 年	運転中
	泊 2	PWR(2)	579	1991.04	22 年	運転中
	泊 3	PWR(3)	912	2009.12	3 年	定検の調整運転中
東北電力	女川 1	BWR-4	524	1984.06	29 年	運転中→自動停止
	女川 2	BWR-5 改	825	1995.07	17 年	定検の起動中→自動停止
	女川 3	BWR-5 改	825	2002.01	11 年	運転中→自動停止
	東通 1	BWR-5 改	1100	2005.12	7 年	定検停止中（2011.02.06～）
東京電力	福島第 1-5	BWR-4	784	1978.04	35 年	定検停止中
	福島第 1-6	BWR-5	1100	1979.10	33 年	定検停止中
	福島第 2-1	BWR-5	1100	1982.04	31 年	運転中→自動停止
	福島第 2-2	BWR-5 改	1100	1984.02	29 年	運転中→自動停止
	福島第 2-3	BWR-5 改	1100	1985.06	28 年	運転中→自動停止
	福島第 2-4	BWR-5 改	1100	1987.08	25 年	運転中→自動停止
	柏崎刈羽 1	BWR-5	1100	1985.09	27 年	運転中
	柏崎刈羽 2	BWR-5 改	1100	1990.09	22 年	点検停止中（中越沖地震後）
	柏崎刈羽 3	BWR-5 改	1100	1993.08	19 年	点検停止中（中越沖地震後）
	柏崎刈羽 4	BWR-5 改	1100	1994.08	18 年	点検停止中（中越沖地震後）
	柏崎刈羽 5	BWR-5 改	1100	1990.04	23 年	運転中
	柏崎刈羽 6	ABWR	1356	1996.11	16 年	運転中
	柏崎刈羽 7	ABWR	1356	1997.07	16 年	運転中
中部電力	浜岡 3	BWR-5 改	1100	1987.08	25 年	定検停止中（2010.11.29～）
	浜岡 4	BWR-5 改	1137	1993.09	19 年	運転中
	浜岡 5	ABWR	1380	2005.01	8 年	運転中
北陸電力	志賀 1	BWR-5 改	540	1993.07	19 年	機器代替停止中（2011.03.01～）
	志賀 2	ABWR	1206	2006.03	7 年	定検停止中（2011.03.11～）
関西電力	美浜 1	PWR(2)	340	1970.11	42 年	定検停止中（2010.11.24～）
	美浜 2	PWR(2)	500	1972.07	40 年	運転中
	美浜 3	PWR(3)	826	1976.12	36 年	運転中
	高浜 1	PWR(3)	826	1974.11	38 年	定検停止中（2011.01.10～）
	高浜 2	PWR(3)	826	1975.11	37 年	運転中
	高浜 3	PWR(3)	870	1985.01	28 年	運転中
	高浜 4	PWR(3)	870	1985.06	28 年	運転中
	大飯 1	PWR(4)	1175	1979.03	34 年	定検の調整運転中
	大飯 2	PWR(4)	1175	1979.12	33 年	運転中
	大飯 3	PWR(4)	1180	1991.12	21 年	運転中
中国電力	島根 1	BWR-3	460	1974.03	39 年	定検停止中（2010.11.08～）
	島根 2	BWR-5 改	820	1989.02	24 年	運転中
四国電力	伊方 1	PWR(2)	566	1977.09	35 年	運転中
	伊方 2	PWR(2)	566	1982.03	31 年	運転中
	伊方 3	PWR(3)	890	1994.12	18 年	運転中
九州電力	玄海 1	PWR(2)	559	1975.10	37 年	運転中
	玄海 2	PWR(2)	559	1981.03	32 年	定検停止中（2011.01.29～）
	玄海 3	PWR(4)	1180	1994.03	19 年	定検停止中（2010.12.11～）
	玄海 4	PWR(4)	1180	1997.07	15 年	運転中
	川内 1	PWR(3)	890	1984.07	29 年	運転中
	川内 2	PWR(3)	890	1985.11	27 年	運転中
小計	50 基		46,148			福島第一 5・6 号機廃炉後は 48 基

表 7 廃炉中の原発

会社名	発電所名	炉数
日本原子力発電	東海発電所	1 基
中部電力	浜岡発電所 1・2 号機	2 基
東京電力	福島第一原子力発電所 1～4 号機	4 基

【参照資料】日本原子力産業協会
2013 年 7 月 16 日「日本の原子力発電の概要」及び日本語ウエキベディア「日本の原子力発電所」